

公益社団法人京都府看護協会定款細則

第1章 総 則

(定款細則の目的)

第1条 この定款細則は、定款第65条の規定により本会の運営に必要な事項を定める。

第2章 会 員

(入会の手続)

第2条 入会しようとする者は、入会申込書（電磁的方法を含む。）を会長に提出し、併せて所定の入会金及び会費を納入しなければならない。

2 前項の入会申込書を受理した会長は、定款第5条に定める資格要件を充たしていること並びに所定の入会金及び会費が入金されていることを確認し、入会の承認を行うものとする。

3 会長は、入会を承認した正会員を正会員名簿に登録するとともに、正会員証を交付する。

(名誉会員の登録)

第3条 定款第5条第2号による名誉会員に対しては、名誉会員名簿に登録するとともに名誉会員証を交付する。

(退会の手続)

第4条 正会員が退会しようとするときは、退会届（電磁的方法を含む。）及び正会員証を会長に提出する。

2 前項の退会届を受理した会長は、正会員名簿の登録を抹消する。

(会員数の計算基準日)

第5条 定足数、議決数等の基準となる会員数の基準日は、総会の都度会長が理事会に諮り定める。ただし、書面又は電磁的方法による議決権を行使することができる会員数の基準日は、定時総会については、3月31日、臨時総会については、総会開催日の1箇月前とする。

(住所の変更)

第6条 会員が住所又は就業地を変更したときは、その旨会長に届け出なければならない。

(日本看護協会との関係)

第7条 本会は、総会の議決を経て公益社団法人日本看護協会（以下「日看協」という。）の法人会員となる。

2 正会員は、本会を通じて日看協の会員となる。

3 日看協代議員の選出については、理事会に諮り別に定める。

(会費の額)

第8条 定款第7条により総会において議決された入会金及び会費の額は、次のとおりである。

(1) 入会金 9,000円

(2) 会費年額 6,000円

2 臨時会費は、会長が特にその必要を認めたとき理事会に諮り、総会の議決を経て徴収することができる。

(会費の納付)

第9条 入会金及び会費の納付方法は次のとおりとする。

(1) 入会金は、入会時に納付する。

(2) 会費は、本会の指定する日までに、翌年度分を日看協会費と合算し、前納しなければならない。

- らない。ただし、新入会者の会費納入期日は、この限りでない。
- (3) 他府県から異動により入会した会員の当該年度の会費は、免除する。

第3章 総 会

(招 集)

第10条 定款第16条第3項の機関紙は、「看護きょうと」とする。また、同条同項の通知は、会員の登録された住所又は勤務場所に送付するものとする。

(議 長)

第11条 議長は、議長団の互選により定め、議長交代はあらかじめ議長団の協議によりこれを定める。

2 議長は、総会の秩序を保持し、議事を整理して会議の運営にあたるものとする。

(報 告)

第12条 定時総会の報告事項は、定款に規定するもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 前年度定時総会の議事録
- (2) 当該年度日看協総会の審議概要
- (3) 当該年度の事業計画及び収支予算
- (4) その他理事会において必要と認めた事項

(書面及び電磁的方法による議決権の行使)

第13条 定款第21条及び第22条の書面及び電磁的方法による議決権の行使の規定は、理事会において必要と認め、書面又は電磁的方法による議決権の行使を適用すると議決された事項についてのみ適用するものとする。

2 定款第21条及び第22条それぞれ第1項の規定のうち、議決権行使書の提出又は同書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の期日は、定款第16条第3項の総会開催通知を発した日以後2週間を経過した日の就業時間の終了時とする。ただし、郵送による場合は、当該期日の18時までの消印があるものについては、期日内に提出されたものとして取り扱う。

第4章 役員等

(選挙管理委員会)

第14条 理事、監事及び推薦委員（以下「役員等」という。）の選挙を管理するため、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会の委員は、総会において選任する。

(役員等候補者の推薦)

第15条 推薦委員会は、役員等の立候補者が改選定数に満たない場合、その他必要が認められる場合には、正会員の中から当該候補者を推薦するものとする。

2 前項の候補者を推薦しようとするときは、予め本人の承諾を得なければならない。

(選挙規程)

第16条 選挙に関して必要な事項は、理事会に諮り別に定める「選挙規程」によるものとする。

(理事の選定)

第17条 理事会は、定款第26条第3項の理事を選定するときは、会長が推薦する候補者から選定することができる。

第5章 理事会

(開催)

第18条 定款第36条第2項による定例理事会は、定時総会直後に1回、その他年5回開催する。

2 臨時理事会の開催については、定款第36条第3項による。

3 常務理事会は、毎月1回以上開催する。

第6章 職能委員会

(構成)

第19条 定款第45条第1項による職能委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 保健師職能委員会及び助産師職能委員会は、委員5名以上9名以内とし、そのうち1名を委員長とする。

(2) 看護師職能委員会は、委員7名以上15名以内(准看護師1名以上)とし、そのうち1名を委員長とする。

(会合)

第20条 職能委員会は、定例会を行う。

(職能委員の任期)

第21条 職能委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないが引き続き就任する場合は、6年目の定時総会の終結の時までとする。

(職能委員長の任務)

第22条 職能委員長は、職能委員会を招集し、その議長となる。

2 職能委員会の議事については、理事会に報告しなければならない。

3 職能委員長は、日看協全国職能委員長会に出席するものとする。

(小委員会等)

第23条 職能委員会は、必要に応じ会長の承認を得て小委員会を設けることができる。

2 職能委員会は、職能集会を開催することができる。職能委員長は、職能集会の長となり、委員はこの会の運営に当たる。

3 職能委員長及び各職能に属する会員は、日看協の開催する全国職能集会に出席するものとする。

第7章 推薦委員会

(構成)

第24条 定款第46条第1項による推薦委員会は、委員5名以上21名以内をもって構成し、そのうち1名を委員長とする。

(推薦委員の任期)

第25条 推薦委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、任期満了後の再任は行わない。

(委員長の任務)

第26条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会の議事については、理事会に報告しなければならない。

第8章 委員会

(常任委員会の設置及び構成)

第27条 定款第47条第1項により次の各号に定める常任委員会を設置する。

- (1) 会員委員会
- (2) 規約委員会
- (3) 教育委員会
- (4) 社会経済福祉委員会
- (5) 広報委員会
- (6) 事業委員会
- (7) 准看護師委員会
- (8) 医療安全委員会
- (9) 看護学会委員会
- (10) ナースバンク委員会
- (11) 訪問看護支援委員会
- (12) 災害看護委員会

2 常任委員会は、委員5名以上21名以内をもつて構成し、その内1名を委員長とする。

(任期)

第28条 常任委員会委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないが、引き続き就任する場合は、6年目の定時総会終結の時までとする。

(委員長の任務)

第29条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会の議事については、理事会に報告しなければならない。

(委員会の任務)

第30条 委員会の任務については、別に定める。

(特別委員会)

第31条 定款第47条第2項による特別委員会の設置及び運営に関し必要な事項は別に定める。

第9章 地区支部及び班

(地区支部及び班)

第32条 定款第48条第1項による地区支部は、次の12地区とする。

- (1) 北地区支部
- (2) 上京地区支部
- (3) 左京地区支部
- (4) 中京・右京地区支部
- (5) 東山・山科地区支部
- (6) 下京・南地区支部
- (7) 西京・向陽地区支部
- (8) 伏見地区支部
- (9) 山城地区支部
- (10) 口丹地区支部

(11) 中丹地区支部

(12) 北丹地区支部

2 地区支部にそれぞれ班を置くこととし、班の構成については、会長が理事会に諮り、別に定める。

(地区支部長の任務)

第33条 地区支部長は、本会の運営を円滑にするため、地区支部内の業務を掌握するほか、班との連絡調整にあたる。

(班長の選出及び任務)

第34条 班に班長を置く。

2 班長は、会長の承認を得て地区支部長が選任する。

3 班長は、地区支部長の旨を受けて会務を執行する。

第10章 事務局等

(組織等)

第35条 定款第63条第1項による事務局は、次のところに置く。

京都市左京区高野泉町40番5

(職員)

第36条 定款第63条第2項による事務局に次の職員を置く。

(1) 事務局長 1名

(2) 事務職員 若干名

(3) 看護職員 若干名

(4) 嘱託 若干名

(訪問看護ステーション)

第37条 訪問看護ステーションは、次のところに置く。

(1) 天の橋立訪問看護ステーション 京都府与謝郡与謝野町字岩滝 2104-2

(2) 宮津訪問看護ステーション 京都府宮津市字漁師 1690-23

(3) 南京都訪問看護ステーション 京都府京田辺市草内中垣内 21-2

(ナースセンター)

第38条 京都府ナースセンターは、次のところに置く。

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375ハートピア京都（京都府立総合社会福祉会館）
地下1階

第11章 定款細則変更

第39条 この定款細則を変更しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

第12章 雑則

第40条 この定款細則に定めるもののほか会務を執行するために必要な事項は、理事会に諮り、会長が別に定める。

附 則

この定款細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益

財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この定款細則は、平成 25 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この定款細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款細則は、平成 26 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この定款細則は、平成 28 年 6 月 19 日から施行する。ただし第 37 条第 3 号の規定は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この定款細則は、平成 28 年 11 月 22 日から施行する。

附 則

この定款細則は、令和 2 年 5 月 19 日から施行し、令和 2 年 2 月 22 日から適用する。